

別記

第1号様式（第3関係）

高知県沿岸漁業等経営育成資金利子補給契約書

高知県（以下「甲」という。）と全国漁業信用基金協会高知支所（以下「乙」という。）とは、高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき乙が行う高知県沿岸漁業等経営育成資金の原資（以下「原資」という。）造成につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、乙が高知県信用漁業協同組合連合会から借り入れる原資につき、高知県沿岸漁業等経営育成資金利子補給金交付要領（以下「要領」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の原資造成に関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙は、前条の利子補給承認書の交付を受けたときは、原則として利子補給承認日から3月以内に借入れを行わなければならない。

第4条 乙の借入額の変更等に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給条件変更承認申請書に基づき、甲が利子補給条件変更承認書を交付することによって行うものとする。

第5条 乙は、第3条の規定による借入れを行ったとき、又は前条の規定により借入額を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に対し報告しなければならない。

第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、要綱第5条に規定する方式により算出した額とする。

第7条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、要領第8に規定する毎年1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中に、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月中に利子補給金請求書により行わなければならない。

第8条 甲は、乙から前条の請求書を受領したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をした日までの期間につき年3.6パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項に定める年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の状況に関し、要綱第9条に規定により四半期末ごとに甲に対して報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条 甲は、要領第9に定めるところのほか、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入金を借入れの目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責任により乙が要領又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関して甲が報告を求めた場合又は甲の職員に当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約に関し疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約に関する費用は、乙の負担とする。

第16条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約書の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上各その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 高知県
契約担当者 高知県知事

乙